

平成18年度

安全保障輸出管理調査報告書

貨物・技術 編

平成19年3月

財団法人 安全保障貿易情報センター

CISTEC



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

<http://keirin.jp/>



はじめに

二度の大きな世界大戦と東西冷戦、幾多の革命を経験し、「戦争と革命の世紀」と言われた20世紀が依然として持続し、より混迷度を深めているかのように、21世紀の現在も北朝鮮、イランの核問題、イラク情勢の不安定化、さらには中国の弾道ミサイルでの自国衛星の破壊実験による宇宙軍拡競争の幕開け等々、平和と安全保障への道のりは険しいものがあります。昨年アメリカとインドの原子力協定さえ、南アジアの不安定化要因とみなされています。世界的なテロリズムの危険性もあり、国家のみならず非国家に至るまでの大量破壊兵器拡散の懸念はいささかも減じていません。

一方国内に目を転ずれば、今年度は複数の外為法違反容疑事件が摘発され、安全保障輸出管理に対する国民の関心も日増しに高まっている状況にあります。政府も昨年の経済産業大臣の通達に引き続き、今年も「厳正な輸出管理の実施について」を発表し、企業に対しあらためて「厳正な輸出管理に取り組まれるよう」に要請しています。

したがって、産業界としても我が国安全保障の一翼を担い、国際的な平和及び安全の維持のための安全保障輸出管理を遂行する責任を再認識し、日々の確な業務を実行していかなければならないと考えているところです。

このような観点から、当貨物部会では、6つの専門委員会、分科会等において、今年度も「デュアルユースの貨物・技術」の規制の合理化・適正化、法令解釈の明確化等の調査・提言を積極的に行ってきました。それらの成果は法令改正や国際レジームへの我が国からの提案といった形で実現をみたものも多々あり、長年の懸案が、国内法令に反映されたという大きな成果もあります。

本報告書は、今年度の活動成果の詳細をまとめたものであり、今後の我が国の安全保障輸出管理への大きな貢献となることを信じています。

今後とも安全保障輸出管理を取り巻く内外の環境の変化を踏まえた部会活動を積極的に推進していく考えであります。

最後に、今年度の活動を推進され、ご尽力いただいた貨物部会、各専門委員会、分科会の委員の皆さまに心からお礼申し上げます。

また、日頃から委員会活動にいろいろ対応していただきました経済産業省に対してこの場を借りて、感謝申し上げます。

平成19年3月12日
安全保障輸出管理委員会
貨物部会

部会長 玉井宏明

目 次

1 . 活動方針と主要課題	1
1 . 1 活動方針	1
1 . 2 主要課題	2
2 . 活動成果	3
2 . 1 我が国の制度・手続の調査、検討及び提言	3
2 . 2 企業の輸出管理の適正化・効率化、問題の調査、 検討並びに支援	10
2 . 3 国際レジームの貨物・技術の規制に関する調査、 検討、提言	13
2 . 4 技術動向の調査、分析、国際交流の推進	15
3 . 今後の課題	17

1 . 活動方針と主要課題

平成18年6月8日の第1回貨物部会において、下記の活動方針と主要課題を決定し、活動を推進した。

1 . 1 活動方針

イランの核問題が緊迫の度合いを増し、また依然として世界各地でテロリズムの不安が払拭しきれない状況が続いている等安全保障をめぐる問題は、今年度に入ってますます流動化、不安定化している。

国内に眼を転じれば、今年に入り外為法違反容疑事案が続発し、3月に経済産業大臣の「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」等の通達が出され、包括許可の要件に「適格説明会への出席」が追加される等の改正が行われた。また経済産業大臣の諮問機関である産業構造審議会安全保障貿易小委員会に制度改正WGが設置され、数項目の制度改正の検討が進められている。

このような状況下で安全保障輸出管理の重要性は一層高まっており、企業としては経済活動との適切な両立の解をあらためて模索していかなければならない。

貨物部会としては我が国安全保障の一翼を担うという認識のもとに、企業の視点から、つねに適切で合理的な規制を求め続けるという姿勢を保持し、安全保障輸出管理のために貢献していくことを活動方針とする。

具体的には、諸外国との比較や技術の進歩に対応した貨物・技術の規制のあり方、法令解釈の明確化等の政府への提言であり、また法令遵守を図るためのツールとしてパラメータシート、輸出管理品目ガイダンス等をタイムリーに提供することであり、今年度も引き続き、きめ細かな活動を推進していく所存である。

1.2 主要課題

- (1) 我が国の輸出管理制度・手続の適正化、合理化のための調査、検討及び提言
- ・我が国と欧米諸国における貨物・技術規制の法制度及びその運用・解釈等の差異から生じる具体的問題の把握と改善策の提言
 - ・我が国省令と国際レジーム規制リスト、欧米規制リストとの対比とその問題点の検討
- (2) 企業の輸出管理の適正化・効率化又は問題の調査、検討並びに支援
- ・各種輸出管理品目ガイダンス、パラメータシート等の整備、充実、タイムリーな発行
- (3) 国際レジームにおける貨物・技術の規制内容に関する調査、検討及び提言
- ・ワッセナーアレンジメント等の Dual Use 品目の合理化、適正化提言
 - ・解釈の明確化提言
 - ・昨年度以前の提言項目のフォローアップ
- (4) 大量破壊兵器、通常兵器等関連物資の技術と応用面の調査、分析、海外における技術動向の調査並びに国際交流の推進
- ・米国を中心に軍事上重要な先端技術等とその応用についての資料収集、調査並びに国際交流の推進
 - ・欧米、アジア主要国の貨物・技術規制の運用実態の調査等
 - ・主要貨物・技術のフォーリンアベイラビリティの調査等



第1回貨物部会（平成18年6月8日）

2 . 活動成果

第1回貨物部会で決定された活動方針・主要課題に基づき、各専門委員会及びその分科会にて活動方針、主要課題、活動計画を策定し、本年度の活動を進めてきた。

以下に、A B C兵器・ミサイル関連機器専門委員会、素材専門委員会、材料加工専門委員会、エレクトロニクス専門委員会、情報通信専門委員会、センサー・レーザー・航法専門委員会の活動成果を総括して示す。

2 . 1 我が国の制度・手続の調査、検討及び提言

貨物部会の各専門委員会では、分科会及びワーキンググループにおいて、貨物と技術に関する規制内容、解釈等に関して、それぞれの担当分野の立場からわが国と欧米諸国、国際レジーム等との比較において各種の規制緩和・合理化の提言要望を行った。

また、政省令の改正過程で、諸々のコメントを経済産業省に対して行った。

こうした提言要望又はコメントの背景には、カテゴリごとの国際レジームと我が国政省令との地道な、時間をかけた比較の作業 - 対比表の作成がその基になっている。

主な活動成果は次のとおりである。

(1) 提言要望のフォロー

「輸出令別表第1の3の項(2)反応器の解釈に関する考察と展望」

「反応器」には「開放型の坩堝(るつぼ)」のようなものは含まれない、という解釈を要望した。

(A B C兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

平成18年11月17日公布の運用通達の解釈の改正で3項「反応器」が「内容物が漏れない構造であって」と文言が追加になり、明確化が図られた。

A G関連の化学物質(貨物等省令第2条第1項第一号~第三号)のC A S No.表示要望

A Gリストの化学物質にChemical Abstracts Service(CAS)No.が併記されているように、我が国でも通達又はお知らせ、あるいはそれ以外の周知方法で使用者に化学物質について、間違いのない情報の利用環境を整備するように要望した。

(素材専門委員会)

平成 18 年 1 1 月に経済産業省の安全保障貿易管理のHPにAG関連（輸出令別 1 の 3 の項）の化学製剤についてCASナンバーが掲載された。

WA関連の化学物質（輸出令別 1 の 5 の項）のCAS No. 表示要望
（素材専門委員会）

AG関連については示したように要望が実現されたが、WA関連の化学物質については、未対応のままである。

「貨物等省令第 1 条第三十一号の改正要望」

国際レジームとの整合性を図るべく、貨物等省令第 1 条第三十一号の「ジルコニウム若しくはジルコニウム合金・・・」の規定をNSGのPart 2 2.c.15に即した内容にするように提言した。

（素材専門委員会）

平成 1 8 年 1 1 月 1 7 日の貨物等省令改正には反映されていない。

防爆塗装ロボット（輸出令別 1 の 6 の項（ 7 ））の規制緩和要望

我が国の貨物等省令はWAリストと整合性がなく、また他国（米国、韓国）では非規制になっているにもかかわらず、規制貨物になっており、貨物等省令第 5 条第九号口の改正を要望した。

（材料加工専門委員会）

今年度もあらためて要望をした。（ 2 . 3 の（ 2 ） を参照）

“許可を要しない役務取引”の範囲拡大要望

暗号特例適用の集積回路の製造用のマスク又はレクチルを製造するためのデータ及びレイアウトデータを“許可を要しない役務取引”とする要望
（エレクトロニクス専門委員会）

ソルダーレジストの解釈変更提案

貨物等省令第 6 条第十九号二で規制される「レジスト」は「半導体製造用」及び「フォトリソ」であり、「表面イメージ技術」は「半導体製造における表面解像プロセス・・・等のレジストプロセスで使用される技術」とする。これによって、ソルダーレジストを規制除外とする。

（エレクトロニクス専門委員会）

平成18年11月17日公布の運用通達の解釈の改正で、7項の「レジスト」「表面イメージ技術」に要望どおり反映された。

「暗号該当品の一般包括許可等の適用範囲拡大について」の要望

暗号該当品は、1998年WA合意でSL(Sensitive list)からBL(Basic List)に改正されたが、我が国では依然として厳格な管理対象となっており、一般包括許可の適用地域の範囲は輸出令別表第4の2地域に限られていた。一昨年、一般包括制度の取得は厳しい要件が課せられ、企業も高い水準の管理が要求されるようになったことを踏まえ、暗号該当品の少額特例等の緩和、一般包括許可の適用地域範囲拡大を要望した。

(情報通信専門委員会)

平成18年11月17日の「包括許可取扱要領」の改正により、一般包括許可の適用地域範囲が懸念3カ国、リビア、アフガニスタン以外の地域に拡大した。また、暗号技術は「通常兵器通達」の付表から削除された。暗号貨物は、まだ告示貨物のままである。

輸出令別1の9の項(6)の解釈改正要望

通信機器用の設計・製造用の装置、測定・試験・修理用装置の解釈に、WA原文に従い、「他の用途に用いることができるものを除く。」の追加を要望した。

(情報通信専門委員会)

平成18年11月17日の省令改正には反映されていない。

「ハード製品とプログラム製品の集合体の該非判定について」の要望

一定条件のハード・プログラムの該非判定に関しては、プログラムがハードにインストールされているか否かにかかわらず、ハードだけの判定とプログラムだけの判定の単純な組み合わせとする運用を要望した。

(情報通信専門委員会)

今年度、あらためて要望をした。((3)の を参照)

(2) 政省令等の改正に対するコメント

政省令等の改正は平成18年11月17日に公布された。経済産業省は7月ごろから改正案を提示してきた。これら改正案に対して各委員から熱心にコメントが寄せられ、このコメントに応じて経済産業省が新たな改正案を提示してきた。こうしたやりとりが公布日直前まで数次に及んだ。

数年前から経済産業省は、政省令等の改正案を提示し、コメントを求めようになってきており、専門委員会、分科会の意見を反映できる機会が増えた。このような経済産業省の姿勢を評価し、歓迎する。

(3) あらたに提言要望したもの

特別原子力包括許可の新設要望

今後の世界各国での原子力発電所の建設をにらみ、欧米の原子力発電プラントの実態調査を踏まえて、原子力発電用原子炉関連資機材に関して、特別原子力包括許可制度の新設、または現行包括許可の適用範囲の拡大を要望した。

(A B C 兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

原子炉の部分品「ジルコニウム管」の解釈明確化提案

原子炉の部分品である「ジルコニウム管」の解釈は素材を規定するものでなく、「ジルコニウム被覆管等原子炉で使用する部分品」であることを明確にする提案をした。

(A B C 兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

核・原子力関連資機材に関する要望

1) 輸出令別1の2項(3)

微量の重水素化合物試料の特例新設

2) 輸出令別1の2項(7)

a. N S G リストとの比較で質量分析計のイオン源が政省令では規定されていないため、解釈で含まれる旨明確にし、かつ附属装置の部分品の範囲を明確化する。

b. 「附属装置」の部分品に関しては a . の解釈に規定する。

3) 輸出令別1の2項(33)

絶対圧力計について N S G リストとの整合を図ることにより、該非判定の明確化を図る。

4) 輸出令別1の2項関係

N S G リストと差異がある政省令、解釈等を改正する。

(A B C 兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

航空宇宙関連資機材に関する要望

1) 輸出令別1の4の項の政省令と国際レジームの M T C R リストとの整合を図る。

2) 輸出令別1の11の項、13の項と国際レジームのWAリストとの整合を図る。

(ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

化学品の混合物の主要な要素の判断基準の明確化

運用通達の解釈では組み込み品が他の貨物の「主要な要素」となっているか、否かの判断基準が規定されている。ただし、現行規定は装置類等にはふさわしいが、化学品の混合物には違和感があり、経済産業省からも化学品の混合物についてこの規定の適用に対して疑問がだされた。そこで、化学品の混合物に関する規定(重量比と価額比)をあらたに設けることを要望した。

(素材専門委員会)

2007年2月22日に安全保障貿易審査課から運用通達の解釈の(注2)の「10%規定」と「化学品の関係が明確なものとなるよう早急に通達の改正を行う」旨の回答があった。

「使用」の解釈を分野別に明確化する提案

役務通達の用語の解釈に「使用とは、操作、据付(現地据付を含む。)・・・設計、製造以外の段階をいう。」と定義されているが、この定義は装置、機械関係には適合しても、化学品、素材にはなじまない。数年まえに外為令別表3項の解釈に「化学製剤及び化学物質の化学兵器に係る取扱をいう。」が追加されたが、このように分野別に解釈を追加すべきである。具体的には1項、2項、4項、5項、14項にそれぞれにふさわしい定義を追加すべきである旨を提案した。

(素材専門委員会)

フィードバック機能を持たないレーザー光測定装置の規制除外提案

NSGの除外規定が貨物等省令に反映されてなく、(米国ではEAR99扱いとなっている。)貨物等省令改正第1条十七口(三)に除外規定を追加することを要望する。

(材料加工専門委員会)

非接触測定器解釈の見直し提案(再提案)

解釈2の項「0.2ミリメートルまでの測定レンジにおいて、分解能が0.2マイクロメートル以下のもの」の解釈が明確でないため、技術レベルの低い測定機まで規制されている。(・前回提案 H16「非接触測定装置に

係る規制の明確化要望」)

貨物等省令第1条第十七号ロ(一)関係の解釈の改正を要望した。

(材料加工専門委員会)

輪郭制御軸数の解釈の明確化提言

「輪郭制御軸数をすることができる軸数」の解釈を明確な内容に修正し、現在記載されていない役務通達の「解釈」6の項に追加する。

(材料加工専門委員会)

電子計算機の早期改正要望

2005年のWA総会で、デジタル電子計算機の性能パラメータが複合理論性能(CTP)から加重最高性能(APP)に改正され、欧米では、2006年4月に国内法に反映された。各国と同じ競争条件のためにはわが国も早期にWA合意を国内法令への反映を要望した。

(情報通信専門委員会)

今年度は、WAの改正をしない方針であった経済産業省も、この要望を受けて電子計算機を貨物等省令改正の対象に含め、平成18年11月17日に改正され、平成19年1月1日に施行された。

暗号特例告示、貿易外省令暗号プログラム特例を市販、無償提供前でも適用できる改正(再要望)

暗号製品、暗号プログラムについて販売実績(あるいは無償提供実績)があるものに加え「販売の予定が何らかの書面により確認できるもの」に関しては特例を適用できるよう要望した。具体的な担保できる書類についても提案をした。

(情報通信専門委員会)

暗号プログラム搭載貨物を技術のみで判定することの要望(再要望)

WAの規定と整合していないとして不採用になったものの、そもそも、我が国は輸出令、外為令の2本立ての規制になっており、WAの規制リストを我が国の制度に合わせて規定している、と理解している。

こうした認識にたつての再要望。プログラムの搭載のみで該当の暗号機能を持つ貨物に関しては、暗号プログラムのみを該当とし、貨物は非該当とすべきとあらためて要望した。

(情報通信専門委員会)

ハイドロホンの解釈明確化要望

輸出令別 1 の 10 及び 15 の項のハイドロホンには、「送受信機能を有する魚群探知機等が含まれない」ことを解釈で明確化することを要望した。

(センサー・レーザー・航法専門委員会)

平成 18 年 11 月 17 日公布の運用通達の解釈の改正で 10 項及び 15 項に「送受信機能を有するものを除く。」と明記された。

なお、回答があったものや省令等に反映されたものもあるが、新規提言要望に対して経済産業省で鋭意検討中であり、近々文書による回答があるものと期待している。

2.2 企業の輸出管理の適正化・効率化、問題の調査、検討並びに支援 - 該非判定の的確化・効率化のためのガイダンス等の作成

本年度は、昨年度の政省令等改正に対応した「輸出管理品目ガイダンス」の発行を行った。また、そのガイダンスに基づく分野別研修会も、今年度に2つ開催する予定である。

なお、平成18年11月17日に省令等の改正が公布され、平成19年1月1日から施行されたが、これらの改正に対して各専門委員会、分科会は「輸出管理品目ガイダンス」の改訂に着手した。そのうち、＜コンピュータ＞は発行し、＜通信・情報セキュリティ＞等は早期発行を目指し、引き続き改訂作業を進めている。

「該非判定パラメータシート」に関しては、政省令改正公布とともに改訂を最優先で行い、電子版のほとんどが施行日までにアップロード、印刷版は平成19年1月に発行した。

また、今年度も、平成18年11月2日に実施された第2回安全保障輸出管理実務能力認定試験（STC-Expert）のための問題（貨物・技術編）と回答の作成に、多くの委員が尽力したことを特筆しておきたい。

(1) 「輸出管理品目ガイダンス」の改訂状況：

＜核・原子力関連資機材＞

規制対象貨物の図や写真を数多くとりいれ、平成19年3月に発行する。
(ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

＜航空宇宙関連資機材＞ 上「MTCR編」下「WA編」

規制対象貨物の図や写真を数多くとりいれ、平成19年3月に発行する。
(ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

＜船舶機器・海洋センサー＞

規制対象貨物の図や写真を数多くとりいれ、平成19年3月に発行する。
(ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

＜化学兵器製造装置関連資機材＞

平成19年3月に発行する。
(ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

< 生物兵器製造装置関連資機材 >

平成 19 年 3 月に発行する。

(A B C 兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

< 先端材料 >

平成 19 年 4 月に発行する。

(素材専門委員会)

< エレクトロニクス >

平成 18 年 11 月 17 日公布の貨物等省令改正対応版として改訂、Q & A も充実させて、早期に発行する。

(エレクトロニクス専門委員会)

< コンピュータ >

平成 18 年 11 月 17 日公布の貨物等省令改正対応版として改訂、C T P から A P P への変更を主な改訂内容として、2007 年 2 月に発行した。

(情報通信専門委員会)

< 通信・情報セキュリティ >

平成 18 年 11 月 17 日公布の貨物等令改正対応版として改訂、2007 年 3 月に発行する。

(情報通信専門委員会)

< センサー・レーザー・航法 >

平成 18 年 11 月 17 日公布の貨物等令改正対応版として改訂、早期に発行する。

(センサー・レーザー・航法専門委員会)

(2) 分野別研修会開催状況

	分野別研修会	開催日	場 所	担当専門委員会
	生物・化学関連	H19.3.23	東京ビッグ サイト	A B C 兵器・ミ サイル関連機器
	コンピュータ・情報セキュ リティ	H19.3.27	東京ビッグ サイト	情報通信

(3) パラメータシートの発行

「 < 先端材料関連 > 」

改訂版 平成 19 年 1 月発行
(素材専門委員会)

「 < 化学製剤原料関連 > 」

改訂版 平成 19 年 1 月発行
(素材専門委員会)

「 <輸出令別表第2 関連> 」

改訂版 平成18年4月発行
(素材専門委員会)

「 <エレクトロニクス> 」

改訂版 平成19年1月発行
(エレクトロニクス専門委員会)

「 <コンピュータ> 」

改訂版 平成19年1月発行
(情報通信専門委員会)

「 <通信・情報セキュリティ> 」

改訂版 平成19年1月発行
(情報通信専門委員会)

「 <音響センサー・レーダー> 」

改訂版 平成19年3月発行
(センサー・レーザー・航法専門委員会)

なお、C I S T E C ホームページの電子版については、政省令改正施行日の平成19年1月1日以前にアップロードをした。

2.3 国際レジームの貨物・技術の規制に関する調査、検討、提言

(1) 昨年度提言のフォローアップ

棒材作業用旋盤のNSG規制明確化要望

NSGでは、ミーリングと旋盤の複合機の取り扱いが規定されているが、ミーリング機能を有する棒材作業用旋盤についても、規制除外の規定を追加し、規制除外の範囲を明確化するように要望した。

(材料加工専門委員会)

リソグラフィ装置の規制の明確化提案

レーザー光を使用する露光装置が貨物等省令第6条第十七号への(一)(二)で二重に規制されているが、それを回避するための規制明確化提案を行った。

(エレクトロニクス専門委員会)

2007年のWAにリストの3.B.1.f.3は、直描装置のリソグラフィ装置を規制している旨のノートを追加する日本提案として提出された。

半導体製造用レジストの規制緩和提案

半導体製造用に使用するポジ形レジストの規制波長を、昨年度WAのリソグラフィ装置の規制緩和に合わせ、350ナノメートル未満から245ナノメートル未満に変更するように提案した。

(エレクトロニクス専門委員会)

2006年WA総会で合意された。

「露光装置用反射鏡の緩和要望について」

輸出令別1の10の項(5)(貨物等省令第9条第九号イ)で規制される反射鏡の規制趣旨に照らして、半導体製造装置としての露光装置用反射鏡の規制緩和を要望した。

(センサー・レーザー・航法専門委員会)

2005WA総会で合意された。

(2) 新たな提案・要望

防爆塗装ロボットの規制緩和(再要望)

輸出令別1の6項(7)省令第5条第九号ロでは、塗装用ロボットまで規制されており、WAの規定と異なっているため、一致させるべきである。

(材料加工専門委員会)

本件はWAアレンジメントのリストの明確化が必要であり、かつ塗装用のロボットが規制除外されることをも明確化するべく、2007年WAに日本提案として提出された。

座標測定機の規制の明確化提案(再提案)

NSGが座標測定機の測定基準としているVDE/VDE 2617がWAと同じISO基準に改訂された。(・前回提案 H13「2つの規格で規制されている三次元座標測定機の規格の一元化」)

NSGにおいてもWAと同様に改訂VDI/VDE 2617、つまり「ISO 10360」の採用を働きかける。

(材料加工専門委員会)

マスクまたはレチクルの規制緩和提案

通常のマスク・レチクルは規制集積回路用のみが規制されるのに対して、位相シフトマスクは用途によらず規制となっている。2006.12に新たに追加されたインプリントリソグラフィ用テンプレートでも、集積回路用のみの規制となっている。

非規制集積回路用マスクセットの中には位相シフトマスクも入っており、輸出管理手続きを複雑化しており、WAリストの改正を要望した。

(エレクトロニクス専門委員会)

弾性波デバイスの緩和提案

2010年に次世代携帯端末のサービスインが予定され、これに採用されるべく、現行規制値を超える弾性波フィルタの開発が進行しており、規制緩和は喫緊の課題。WAへの提案を要望した。

(エレクトロニクス専門委員会)

2007年のWAへ日本提案として提出された。

2.4 技術動向の調査、分析、国際交流の推進

Iraq watch の調査分析

昨年度に引き続き、Wisconsin Project の Iraq Watch 中の NSG パート1の原子力専用品（非核材料、ウラン濃縮用分析機器、プロセス管理システム、同位体分離プラント等）について、核兵器との関連性、機能性能の概要等を輸出管理の観点から調査分析した。

（ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会）

核・原子力分野の基礎知識習得・理解の現地研修

平成18年11月10日に（独）日本原子力研究開発機構・大洗研究開発センターの現地研修を行った。参加者33名。

- 1) 高速実験炉「常陽」
- 2) 材料試験炉（JMTR）
- 3) 高温ガス炉（HTTR）

（ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会）

MTCR 英文公式ガイダンスの調査分析

米国国務省発行の2005年版MTCR Annex Handbook を基にミサイルの設計、製造にとって重要なミサイル関連資機材の貨物・技術について、輸出管理の観点から調査分析した。

（ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会）

航空宇宙分野の基礎知識習得を目的とした現地研修

平成18年10月18日～19日に航空自衛隊浜松基地、浜松ホトニクス、三菱重工名古屋航空宇宙システム製作所の施設を見学した。参加者総勢56名。

- 1) 航空自衛隊浜松基地
F-15、F-2等航空機。ミサイル、AWACSにおける部隊研修等
- 2) 浜松ホトニクス
光電子増倍管、暗視装置等
- 3) 三菱重工名古屋航空宇宙システム製作所
・飛鳥工場（ロケット）
・小牧南工場（1F 戦闘機の製造工程）

（ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会）

（素材専門委員会）

船舶海洋、航空宇宙分野の基礎知識習得を目的とした実地研修

平成18年12月19日に(独)海上技術安全研究所、(独)宇宙航空研究開発機構を見学した。参加者総勢24名。

1) 海上技術安全研究所

400m試験水槽、大型キャビテーション水槽、海洋構造物試験水槽、深海水槽

2) 宇宙航空研究開発機構 航空宇宙技術研究センター

1.27Mm極超音速風洞、超音速エンジン試験設備、三次元可視化センター等

(ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会)

生物兵器探知機材の調査・分析

生物兵器に係る探知機材の動向調査を行い調査報告書「生物兵器探知機材の調査・分析」としてまとめた。

(素材専門委員会)

工作機械に関するドイツの許可申請制度調査

ドイツの許可申請制度を調査し、日本の制度との対比を行った。

(材料加工専門委員会)

英国暗号規制調査

英国の暗号規制に関して調査し、要望事項の根拠の参考とした。

(情報通信専門委員会)

高出力レーザー発振器の国内外の開発状況調査

高出力レーザー発振器は、技術革新の激しい分野の一つであるため、国内外で開発されているレーザー発振器の調査を行った。WAの新規制に従い、調査結果の分類を行うことにより新規制の規制強化・緩和の部分の明確化を行った。なお、調査結果の報告会を3月に行う予定。

(センサー・レーザー・航法専門委員会)

なお、今年度は情報通信専門委員会では研究WGを設置し、技術のインタンジブルトランスファー、InfiniBand(次世代の高速入出力インターフェイス)等のサブテーマ別に勉強や調査を行うなどの活動を行った。

3 . 今後の課題

- (1) 提言要望事項のフォローアップ
- (2) リスト規制品目、解釈等の緩和、合理化検討、提言
- (3) 法令改正に対応したガイダンス、パラメータシート等の改訂、充実
および分野別研修会の実施
- (4) 大量破壊兵器等の技術と応用面の調査、海外における技術動向調査